

有限会社なのはなプランに係る介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の  
指定の一部効力停止処分について

1 事業者の概要

事業者	有限会社なのはなプラン 代表取締役 野村 栄一
介護保険事業所番号	3970100537
事業所名	在宅介護支援センターなのはな
事業所の所在地	高知市介良乙 3137 番地 5
サービスの種類	居宅介護支援
指定年月日	平成 12 年 4 月 25 日

2 処分内容 指定の一部効力停止 6 月（新規利用者受入停止）

3 指定の一部効力停止期間 平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日まで

4 処分通知日 平成 28 年 7 月 14 日

5 監査の契機及び概要

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 23 条の規定に基づく実地指導を平成 28 年 1 月 12 日に実施したところ、「サービス担当者会議の要点」（以下「担当者会議録」という。）について、同一利用者に関して複数回の会議にわたり、検討項目、検討内容及び出席者がほぼ同一である事例が多数認められた。居宅介護支援の事業に関して詳細な確認が必要であると判断し、同日付けにて法第 83 条の規定に基づく監査（実地検査）を実施した。

監査において提出を受けた担当者会議録を精査するとともに、平成 28 年 3 月から 5 月にかけて、当該担当者会議録を作成した介護支援専門員（ケアマネジャー）や会議の出席者等の関係者に聞き取りを行った。

その結果、少なくとも平成 27 年 4 月から平成 28 年 1 月までの間に開催したとされる 15 件のサービス担当者会議について、実際には会議を開催していなかったり、出席者や議事の内容が実際と異なる担当者会議録が作成されていることが認められた。

6 処分の理由

法第 84 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に該当する事実

実際には実施していない担当者会議録や、実際の開催実態と異なる内容の担当者会議録を作成し、監査において提出した（虚偽の報告）。また、同じく監査において、担当者会議録のとおり会議を開催しており出席者も間違いのない、と虚偽の答弁を行った。

※サービス担当者会議・・・居宅サービス計画に位置付けた担当者を招集して行う会議であり、当該計画の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるもの。計画の新規作成時、変更時、介護認定の更新時等には、原則として必ず行わなければならないもの。